

岡山市介護保険の要介護（支援）認定に係る資料提供制度取扱要綱

（目的）

第一条 この要綱は、個人情報の保護に関する法律に基づき、岡山市が保有する介護保険の要介護（支援）認定に係る個人情報の開示にあたり必要な事項を定め、個人情報の取扱に十分な配慮をしつつ、次の各号に掲げる事項について早急に情報開示を行うことにより、介護（予防）サービス等の円滑な利用もしくは提供に向けて、一層の充実を図ることを目的とする。

- 一 被保険者が自ら、自己の要介護（支援）状態の変化を把握することによって、適切な介護（予防）サービス等の利用に資するための資料
- 二 介護（予防）サービス事業者が被保険者等の心身、環境、医療等の状況に応じた最適な居宅サービス計画、施設サービス計画、認知症対応型共同生活介護計画、特定施設サービス計画、小規模多機能型居宅介護計画、看護小規模多機能型居宅介護計画、地域密着型施設サービス計画、地域密着型特定施設サービス計画、介護予防サービス計画（介護予防ケアマネジメントA、B及びCに基づく計画を含む）、介護予防特定施設計画、介護予防小規模多機能居宅介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画（以下「介護サービス計画」という。）の作成および、給付管理を実施すること等によって、良質かつ円滑な介護サービス及び介護予防サービス（岡山市が実施する介護予防・日常生活支援総合事業に基づくサービスを含む）の提供に資するための資料
- 三 主治医意見書を記載した医師、認定調査に従事した調査員から審査判定結果に関する情報提供依頼に回答するための資料

（定義）

第二条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 被保険者 要介護（支援）認定の申請をし、結果（非該当、要支援認定及び要介護認定）の通知を受ける岡山市介護保険の被保険者をいう。
- 二 請求者 この要綱に基づき資料提供に係る請求を行う者をいう。
- 三 請求書 要介護（支援）認定の資料提供に係る請求書をいう。
- 四 本人 この要綱に基づき提供を行う資料に係る被保険者をいう。
- 五 本人情報 この要綱に基づき提供を受けた資料に係る被保険者の情報をいう。
- 六 親族情報 前号による被保険者の親族の情報をいう。

（提供の意義）

第三条 この要綱に基づく資料の提供は、提供対象となった資料の内容に関する説明を伴

うものではない。

(提供対象資料の請求の期限)

第四条 この要綱に基づく資料の請求は、提供対象となった資料に係る要介護（支援）認定の通知の行われた月の末日の翌日から起算して5年を経過した日以後にはすることができない。

(提供対象資料)

第五条 この要綱に基づき提供を行う資料は、対象の被保険者に係る最新の要介護（支援）認定審査判定および、ひとつ前の要介護（支援）認定審査判定において、次に掲げるとおりとする。ただし、個人情報保護に関する法律第三十三条第二項各号に該当する場合は、内容の一部又は全部を削除したものを提供の対象とする。

一 認定調査票（特記事項及び概況調査（別記部分）を含む）

ニ 一次判定結果（要介護認定審査会資料）

ただし、一次判定結果における主治医意見書の障害高齢者の日常生活自立度及び認知症高齢者の日常生活自立度については、以下（１）及び（２）の取扱いとする。

（１）請求者が次条第一項第四号から第十二号までに定める者の場合

同号資料中の介護サービス計画に利用されることの同意欄について、主治医の同意があるもの

（２）請求者が次条第一項第一号から第三号までに定める者の場合

資料として提供することについて、主治医の同意があるもの

三 主治医意見書

（１）請求者が次条第一項第四号から第十二号までに定める者の場合

同号資料中の介護サービス計画に利用されることの同意欄について、主治医の同意があるもの

（２）請求者が次条第一項第一号から第三号までに定める者の場合

資料として提供することについて、主治医の同意があるもの

四 介護認定審査会議事録

五 認定審査判定結果

(提供対象者)

第六条 この要綱に基づく資料の提供は、次の各号に掲げる者に対し、その者からの請求に基づいて行うものとする。ただし、第四号から第十二号に掲げる者にあつては、第四号から第十二号までに定めるものの従業者を含むが、介護保険各種認定申請書に提示の同意が明記されているものに限る。なお、介護保険各種認定申請書に提示の同意が明記されていない場合は、資料提供について本人の同意を示す文書の提出をもって明記され

ているものとする。

- 一 本人
 - 二 成年後見人及び保佐人（請求に関する代理権を付与されている場合に限る。）（以下「成年後見人等」という）
 - 三 本人の委任による代理人
 - 四 本人と居宅介護支援の提供に係る契約を締結し、又は締結を予定している指定居宅介護支援事業者
 - 五 本人と施設サービスの提供に係る契約を締結し、又は締結を予定している介護保険施設
 - 六 本人と認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る契約を締結し、又は締結を予定している認知症対応型共同生活介護の事業者
 - 七 本人と特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の提供に係る契約を締結し、又は締結を予定している特定施設入居者生活介護の事業者
 - 八 本人と小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に係る契約を締結し、又は締結を予定している小規模多機能型居宅介護の事業者
 - 九 本人と看護小規模多機能型居宅介護の提供に係る契約を締結し、又は締結を予定している看護小規模多機能型居宅介護の事業者
 - 十 本人と地域密着型施設サービスの提供に係る契約を締結し、又は締結を予定している地域密着型施設
 - 十一 本人と地域密着型特定施設サービスの提供に係る契約を締結し、又は締結を予定している地域密着型特定施設
 - 十二 本人と介護予防支援（介護予防ケアマネジメントA、B及びCを含む）に係る契約を締結し、又は締結を予定している指定介護予防支援事業者及び本市地域包括支援センターから委託を受けた指定居宅介護支援事業者
 - 十三 本人の主治医意見書を記載した医師
 - 十四 本人の認定調査に従事した調査員
- 2 前項第四号から第十二号に掲げる者から請求があった場合の提供対象資料については、前条第一項第一号から第三号に限る。なお、被保険者が死亡し、給付管理に必要な認定情報の把握が困難となった場合に限り、前条第一項第五号のみ提供を行う。
- 3 第一項第十三号及び第十四号に掲げる者から請求があった場合の提供対象資料については、前条第一項第五号に限る。

（請求の手続）

第七条 請求者は、別記様式による請求書の請求者欄、被保険者欄、請求資料欄及び形態欄を記載した後、本人同意欄に請求者との関係を証するとともに当該資料を本市が提供することに同意する旨の本人の署名を受けたうえで、資料の提供に係る請求を行うこと

ができる。ただし、請求者が前条第一項第一号および第二号の場合は、本人同意欄への記載を省略することができる。

- 2 第一条第一項第二号を目的とする場合において、本人に署名能力がない場合は、前条第一項第四号から第十四号までに定める者が代筆し、かつ、代筆者の署名を合わせて行う（以下「本人等の署名」という。）こととする。
- 3 請求者は、本市に対し、第一項に定める請求書を、担当区域の福祉事務所（住所が岡山市外の者は審査資料を保管する福祉事務所）に提出しなければならない。
- 4 請求者は、前項の請求を行う場合においては、自己が前条第一項各号に規定する者であること（前条第一項第一号に該当する場合にあっては、本人であること、第二号にあっては、本人の成年後見人等であること、第三号にあっては、本人から請求に関する委任を受けた者であること、及び第四号から第十四号までに該当する場合にあっては、従業者であることを含む。）を証する書類を提示又は提出しなければならない。

（資料の提供）

第八条 本市は、前条による請求を受けたときは、第三項および第四項に該当する場合又はその場で資料の提供ができない特段の理由がある場合を除き、速やかに提供を行う旨を請求者に通知又は連絡を行うとともに、請求に係る資料について、交付する。

- 2 前項により交付する写しの部数は、同一の請求者につき1部に限るものとする。
- 3 第一項の資料の提供は、当該資料に係る本人の要介護（支援）認定について、本市介護認定審査会の審査判定が終了するまでの間にあっては、これを行うことができない。
- 4 第六条第一項第一号から第三号に掲げる者から請求があったときは、主治医の同意を得るまでの間にあっては、第一項の資料の提供についてその資料の一部又は全部について、これを行うことができない。

（資料の提供場所）

第九条 第七条に定める請求を行った場合の資料の提供場所は、特別の事情がある場合を除き、本人の住所を担当区域とする福祉事務所とする。

- 2 資料の写しの交付は、郵送によることもできる。この場合において、郵送に要する費用は、請求者が負担するものとする。

（主治医等への照会及び通知）

第十条 本市は、第七条に定める請求を受けたときは、資料の提供に当たって主治医の同意が必要な場合に、担当医療機関等に対し、回答期限を示して、関係資料の提供の適否について照会しなければならない。

- 2 本市は、第六条第一項第一号から第三号までに掲げる者からの請求に対して、主治医の同意が必要な資料について一部又は全部の提供の決定を行った場合には、速やかにそ

の旨を医療機関等に通知又は連絡しなければならない。

(提供を受ける者の遵守事項)

第十一条 第六条第一項一号から第三号に掲げる者は、第八条に定める資料の提供を受けるときは、次の事項を遵守しなければならない。

一 本人及び本人の親族の情報を本人の同意を得ることなく本人以外の者に知らせ若しくは提供することをしないこと。

二 本人の同意を得ることなく、提供を受けた資料を複製し、又は複製しないこと。

三 提供を受けた資料を厳重に管理し、紛失、破損しないよう適切な保管に努めるとともに、提供を受けた資料を紛失又は破損した場合は、直ちに本人に連絡し、その指示に従い善処すること。

四 本市または本人から提供資料の提示又は提出若しくは返還を求められたときは、いつでもこれに応じること。

2 第六条第一項第四号から第十四号に掲げる者は、第八条に定める資料の提供を受けたときは、次の事項を遵守しなければならない。

一 本人情報又は親族情報を本人に良質な介護サービス及び介護予防サービス（岡山市が実施する介護予防・日常生活支援総合事業に基づくサービスを含む）の提供に資すること以外の目的に使用しないこと。

二 本人及び本人の親族の情報を本人の同意を得ることなく本人以外の者に知らせ若しくは提供することをしないこと。

三 従業者（退職した場合を含む）が、前二号の行為を行わないよう必要な措置を講ずること。

四 本人の同意を得ることなく、提供を受けた資料を介護サービス計画の作成以外の目的で複製し、又は複製しないこと。

五 提供を受けた資料を厳重に管理し、紛失、破損しないよう適切な保管に努めるとともに、提供を受けた資料を紛失又は破損した場合は、直ちに本人に連絡し、その指示に従い善処すること。

六 本人との介護サービス計画に係る契約関係が終了したとき、その他提供を受けた資料を所持する必要がなくなったときは、速やかに当該資料（複製し、又は複製したものを含む。）を責任を持って廃棄すること。

七 本市または本人から提供資料の提示又は提出若しくは返還を求められたときは、いつでもこれに応じること。

3 第六条第一項各号に掲げる者は、第七条に定める請求を行うに際し、請求書により前二項に規定する事項の遵守を約するものとする。

(遵守事項違反に対する措置)

第十二条 この要綱に基づき資料の提供を受けた者が前条第一項各号および第二項各号に規定する事項を遵守しなかった場合は、第八条の規定にかかわらず、その時以降、この要綱に基づく資料の提供を行わないことができる。

2 前項の場合において、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく指定の取消し等の措置をとる場合がある。

（その他）

第十三条 この要綱に定めるもののほか、要介護（支援）認定に係る資料提供制度の実施について必要な事項は、個人情報の保護に関する法律に則り、介護保険課長及び福祉事務所長が協議して別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年3月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。